

特定非営利活動法人日本クリケット協会 定 款

第 1 章 総則(第 1 条 - 第 5 条)

(名称及び公用語)

第1条 本会は、特定非営利活動法人日本クリケット協会といい、外国に対しては Non Profit Organization Japan Cricket Association(略称 JCA)という。

2 本会の公用語は日本語とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区南青山2丁目11番14号に置き、理事会の決議により必要な地に従たる事務所を設けることができる。

(目的)

第3条 本会は、我が国におけるクリケット競技界を統括し、代表する団体として、フェアプレイ精神に基づき、我が国におけるクリケット競技の普及及び振興に関する事業を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2)国際協力の活動
- (3)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4)子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)クリケット競技に関する普及及び指導
- (2)クリケット競技に関する環境の開発及び整備
- (3)クリケット競技に関する選手の育成及び強化
- (4)クリケット競技に関する大会の開催、運営及び管理
- (5)クリケット競技力向上に関する事業の実施及び調査研究
- (6)クリケット競技に関する講習会の開催、運営及び管理
- (7)クリケット競技に関する指導員の養成及び資格認定
- (8)クリケット競技に関する普及員の養成及び資格認定

- (9) クリケット競技に関する審判員の養成及び資格認定
 - (10) クリケット競技に関する用具の検定
 - (11) クリケット競技に関する規則及び規程の制定
 - (12) クリケット競技に関する情報の収集、分析、提供及び保存並びにクリケット競技に関する機関紙及び刊行物の製作、発行
 - (13) クリケット競技に関する地域協会の育成
 - (14) クリケット競技に関する財団法人日本レクリエーション協会、財団法人日本体育協会、国際クリケット評議会、国際女性クリケット評議会、アジアクリケット評議会等本邦内外関係機関との交流
 - (15) クリケット競技に関する国際大会及び国際会議等の本邦における開催、運営及び管理
 - (16) クリケット競技に関する国際大会及び国際会議等への代表参加者の選定及び派遣
 - (17) 簡易クリケット競技に関する前各号に掲げる事業
 - (18) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 本会は、次の収益事業を行う。
- (1) クリケット競技に関する印刷・出版事業
 - (2) クリケット競技に関する物品販売事業
 - (3) クリケット競技に関するイベント企画・立案・請負事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員(第6条-第12条)

(種別)

第6条 本会の会員は、次の5種とし、それぞれの資格、会費等については総会における団体正会員総数の3分の2以上の議決によって別途定められる会員規程に拠るものとする。また、団体正会員の代表者をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。本会の入会資格は、本会の目的に賛同し、この定款、会員規程、特定非営利活動促進法及び公序良俗全般を遵守できるもののみに与えられる。

(1) 団体正会員

本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとして入会した団体

(2) 個人正会員

本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとして入会した個人

(3) サポーター会員

本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとして入会した個人・団体

(4) 賛助会員

本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとして入会した個人・団体

(5) 名誉会員

学識経験者、又はクリケット競技に関する諸活動に功労のあった個人

(入会)

第7条 正会員、サポーター会員又は賛助会員として入会するものは、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人及び団体、又は企業にその旨を通知しなければならない。
- 3 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾を得て会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員、サポーター会員は、総会の定めるところにより、入会金及び会費(年額)を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会の定めるところにより、賛助会費(年額)を納入しなければならない。
- 3 前2項のほか、特定非営利活動に係る事業推進のために特別の費用を必要とするときは、会員は、総会の定めるところにより、臨時会費を負担するものとする。

(資格の喪失)

第9条 正会員、サポーター会員又は賛助会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届出書を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。
- (3) 正会員、サポーター会員又は賛助会員である団体が解散したとき。
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員、サポーター会員又は賛助会員は、理事長が別に定める退会届出書を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

(1) 公序良俗に反する行為、度重なる故意或いは重過失により本会及び他の会員の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(2) この定款もしくは会員規程に違反したとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 正会員、サポーター会員及び賛助会員が退会した場合は、既納の入会金、会費、その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員(第13条-第20条)

(種類及び定数)

第13条 本会は、運営上必要な次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任)

第14条 理事は、正会員のうちから立候補を原則として、総会において選任する。ただし、立候補がない場合、会員の推薦した者のうちから総会において選任することができる。また、理事に欠員が生じた場合、その後任者は前任者の推薦した者のうちから総会において選任することができる。理事選挙規程は総会にて団体正会員総数の3分の2以上の議決により別途定められる。

2 理事長は、理事会において理事の互選により定める。

3 監事は、総会の同意を得て、理事長が委嘱する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

6 理事及び監事は、相互に兼ねてはならない。また、監事は、本会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は本会を代表し、本会の業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところ及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 理事は理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 本会の業務執行状況又は財産状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事が期中累計で2名以上欠けたとき、もしくは、理事3名未満又は監事1名未満となったとき、または、なることが想定されたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決を経て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

- 第19条 役員は、役員総数3分の1を上限として、有給とすることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(兼任)

- 第20条 役員は、職務を兼任することができるが、兼任は理事会の承認を経た後とする。

第4章 会長、名誉会長及び顧問等 (第21条-第24条)

(会長)

- 第21条 本会に、会長を置くことができる。
- 2 会長は、名誉会員のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
 - 3 会長は、本会の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を具申することができる。
 - 4 会長の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 会長は、無報酬とする。
 - 6 会長が次の各号の一に該当する場合は、理事会の過半数の議決を経て、解任することができる。
 - 1) 本会の名誉を傷つけたとき
 - 2) その他会長たるにふさわしくない行為があるとき

(名誉会長)

- 第22条 本会に、名誉会長を置くことができる。
- 2 第21条の規定は、名誉会長について準用する。この場合において、第21条中「会長」とあるのは「名誉会長」と読み替えるものとする。

(顧問)

- 第23条 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 第21条の規定は、顧問について準用する。この場合において、第21条中「会長」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(その他の名誉職)

第24条 本会に、第21条、第22条及び第23条のほか、その他の名誉職を置くことができる。

第5章 会議(第25条-第40条)

(種別)

第25条 本会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第26条 総会は、団体正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第27条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 監事の解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 収支予算で定めるものを除くほかの借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄のうち重要なもの
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催及び招集)

第28条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 団体正会員総数の3分の1以上から、書面により、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づき招集するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、理事長が特に必要があると認めたとき。

3 総会は前項第3号の場合を除いて理事長が招集する。

4 総会の招集は、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的媒体

(電子的方式、磁氣的方式等によって作成されたもの。)により、開会の日の5日前までに通知しなければならない。ただし議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。

- 5 第2項第2号又は第3号の請求があったときは、理事長は、その日から1ヶ月以内に総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第29条 総会の議長は、その総会に出席した個人正会員のうちから選出する。

(総会の定足数及び議決方法)

第30条 総会は、団体正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席した団体正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会は、第28条第4項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した団体正会員の3分の2以上の議決があった場合は、この限りではない。

(総会での表決権等)

第31条 団体正会員にあっては、団体代表者及びそれに準ずる者が表決権を有する。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない団体正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決権を行使することができる。尚、他の団体正会員を代理人とした表決権の委任行為はできない。
- 3 前項については、総会開催日の2日前までに表決権を行使しなければならない。
- 4 第2項の規定により表決権を行使した団体正会員は、前条第1項及び第2項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 5 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する団体正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(総会の定足数及び議決方法に関する特例)

第32条 次の場合、総会は団体正会員総数の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席した団体正会員の3分の2以上の賛成によらなければならない。

- (1) 役員不信任

(総会の議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 団体正会員総数及び出席した団体正会員数
(書面表決者を含む。なお、書面表決者にあつてはその旨を付記する。)
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会に出席した団体正会員のうち議長が指名した議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第34条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催及び招集)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から書面又は電磁的媒体(電子的方式、磁気的方式等によって作成されたもの。)により、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 監事の全員から書面又は電磁的媒体(電子的方式、磁気的方式等によって作成されたもの。)により、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、理事長が特に必要があると認めたとき。
- 4 理事会は理事長が招集する。
- 5 理事会の招集は、日時、場所、会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又は電磁的媒体(電子的方式、磁気的方式等によって作成されたもの。)をもって、

開会の日の3日前までに通知しなければならない。ただし議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。

- 6 第3項第2号又は第3号の請求があったときは、理事長は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、前条第3項第3号の請求があった場合において、臨時理事会を開催したときは、出席した理事の互選により議長を定める。

(理事会の定足数及び議決方法)

第38条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 理事会の議事は、本定款に別に定める場合を除くほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会は、第36条第5項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の議決があった場合は、この限りではない。

(理事会の表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的媒体(電子的方式、磁氣的方式等によって作成されたもの。)をもって表決権を行使することができる。尚、他の理事を代理人とした表決権の委任行為はできない。
- 3 前項については、理事会開催日の2日前までに表決権を行使しなければならない。
- 4 第2項の規定により表決権を行使する理事は、前条第1項及び第2項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 5 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所

- (2) 理事の現在数
 - (3) 出席した理事数及び氏名
(書面表決者を含む。なお、書面表決者にあつてはその旨を付記する。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから理事会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資産(第41条-第43条)

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第42条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第43条 本会の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会計(第44条-第53条)

(会計の原則)

第44条 本会の会計は、この定款に定めるもののほか、法第27条各号に掲げる次の原則に従って行わなければならない。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと(予算準拠の原則)。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること(正規の簿記の原則)。

- (3) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること(真実性・明瞭性の原則)。
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと(継続性の原則)。

(会計区分)

第45条 本会の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) 収益事業会計

(事業年度)

第46条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 本会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により事業計画及び収支予算が決定されないときは、理事長は、理事会の議決を経て、事業計画及び収支予算決定の日まで前事業年度の収支予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、翌事業年度に新たに決定された収支予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第49条 収支予算超過又は収支予算外の支出に充てるため、収支予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 第48条により決定された事業計画書及び収支予算書の追加又は更正は、理事会の定めるところによりこれを行い、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第51条 本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録、貸借対照表等決算に関する書類は、理事長が毎事業年度終了後遅滞なく作成し、監事の監査を経た上、総会の議決を経なければならない。

2 本会の収支決算に剰余金が生じた場合は、その全部を翌事業年度に繰り越すものとする。

(特別会計)

第52条 本会は、特定非営利活動に係る事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併等 (第54条 - 第57条)

(定款の変更)

第54条 この定款は、団体正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規程する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

2 前項によりこの定款の変更が発効した場合、理事長は、書面又は電磁的媒体(電子的方式、磁氣的方式等によって作成されたもの。)をもって、変更発効日から1週間以内に会員に通知しなければならない。

(解散)

第55条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 団体正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会が解散する時は、団体正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号に事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 本会が合併又は破産による解散を除く、解散の際に有する残余財産は、本会と類似の目的を有する他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 本会が合併しようとするときは、総会において団体正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所属庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法(第58条)

(公告の方法)

第58条 本会の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、日本経済新聞に掲載して行う。

第10章 組織(第59条)

(組織の設置)

第59条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局、学生連盟及び地域支部を置く。事務局、学生連盟及び地域支部の組織及び運営については、理事会議決により定められる。

第11章 雑則(第60条)

(実施細則)

第60条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、本会の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、別表のとおりとする。その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本会の設立の日から事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算を議決する通常総会までとする。

- 3 本会の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成14年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | |
|-------------------|----------|
| (1)正会員(個人) 入会金 | 500円 |
| (2)正会員(個人) 年会費 | 1,000円 |
| (3)正会員(団体) 入会金 | 10,000円 |
| (4)正会員(社会人団体) 年会費 | 20,000円 |
| (5)正会員(学生団体) 年会費 | 10,000円 |
| (6)賛助会員 賛助会費(年額) | 240,000円 |
- 6 期中の入会者に関しては、入会金は全額とし、年会費に関しては当該年度の残月分を月割りで計算した金額とする。

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	松村 謙一郎
理事	網野 知博
同	伊藤 隆夫
同	今村 圭
監事	宇都木 徹